

新型コロナウイルス感染症への対応について

2020年3月2日

(2020年3月5日更新)

(2020年3月19日更新)

(2020年4月10日更新)

(2020年4月17日更新)

(2020年4月21日更新)

(2020年4月22日更新)

新型コロナウイルス感染症対策本部長

奈良女子大学長 今岡 春樹

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への本学の対応について、国内外における感染地域の拡大に伴う本学関係者への感染リスクの増大を受け、2月28日付けで「奈良女子大学新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、全学体制で本事案に対処することとなりました。

令和2年4月22日付けで内容を更新し、最新の状況に基づき、これまでお示した点も含め本学における対応を改めて取りまとめましたので、学生及び教職員についてはこの内容に従って引き続き適切な対応をお願いします。

なお、この内容については今後の状況の変化により変更する場合がありますので、各自、必ず定期的に確認するようお願いします。

2020年4月22日付更新による掲載内容の変更点

奈良県から施設の使用制限等の要請が大学に対しても出されることに伴い、以下について変更しました。

- 1) 「IX. 教職員の就業等について 5. 教職員の入構制限」の内容を更新しました。教員は原則として入構禁止とします。

目次

- I. 感染予防対策等について
- II. 海外から渡日・帰国する本学学生及び教職員に関する取扱いについて
- III. 海外渡航（私事渡航を含む）について
- IV. 海外からの研究者等の受入について
- V. 国内旅行及び出張について
- VI. 学生の入構について
- VII. 課外活動について
- VIII. イベント等開催に関する取扱いについて
- IX. 教職員の就業等について
- X. その他

<奈良女子大学における対応>

I. 感染予防対策等について

新型コロナウイルス感染症とは発熱やのどの痛み、咳が長引くことが（1週間前後）多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える方が多く、通常の風邪やインフルエンザでは3日程度で軽快化していくのとは対照的に、重症化していく傾向があることが特長です。また、飛沫感染と接触感染により感染しますので日頃から以下の点を心がけてください。

1. 日常生活での注意事項について

- ①こまめに石鹸で手洗いし、アルコール消毒をする。
- ②マスクを着用する等、咳エチケットを心がける。
- ③人込みの多い場所を避ける。
- ④不要不急の外出を控える。
- ⑤長時間の公共交通機関の利用を避ける。

2. 特に授業や会議等においては、以下の「三つの密」を避けることを心掛けてください。

- ①密閉空間：定期的に換気を行ってください。
- ②密集場所：大人数が密集しないように注意してください。
- ③密接場面：他者とは一定の距離を取り、十分なスペースを確保してください。

3. 検温について

毎朝検温し、37.5℃以上の発熱がある場合は、登校・出勤を控えてください。
また、症状がおさまるまでは、毎日体温を検温し、症状とともに記録してください。

4. 発熱時の連絡先について

37.5℃以上の発熱が4日間以上（持病のある人は2日以上）継続、あるいは強いだるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）がみられる場合は、本学保健管理センターに連絡する（※電話連絡に限る。）とともに、最寄りの帰国者・接触者相談センターに連絡してください。

◇奈良女子大学 保健管理センター 0742-20-3782

◇奈良県庁 帰国者・接触者相談センター 0742-27-1132

5. 感染者及び濃厚接触者と診断された場合の取扱いについて

①教職員について、保健所等において新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者と診断された場合は、教員は各部局長に、事務職員等は各課・室長に速やかに連絡してください。

なおこの場合、当該の教職員については職務専念義務免除となります。

②学生について、保健所等において新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者と診断された場合は、速やかに担当教員もしくは学務課各担当係にメール（gakumuka@cc.nara-wu.ac.jp）又は電話で連絡してください。なおこの場合、当該の学生については公欠扱いとなります。

各担当係の電話番号は、0742-20 に続いて、次の番号です。

文学部係 3328 理学部係 3257 生活環境学部係 3498 大学院係 3911 学務係 3233

II. 海外から渡日・帰国する本学学生及び教職員に関する取扱いについて

1. 本学では、以下に該当する者について、当該感染症の症状の有無に関わらず出席・出勤停止とし、自宅待機を命ずることとしました。

①外務省 感染症危険情報により「感染症危険レベル3」と指定された国・地域からの帰国・渡日者

②外務省 感染症危険情報により「感染症危険レベル2」と指定された国・地域からの帰国・渡日者

(参考) 外務省 海外安全ホームページ <https://www.anzen.mofa.go.jp/>

外務省「感染症危険情報」とは? https://www.anzen.mofa.go.jp/masters/kansen_risk.html

▷自宅待機を命ずる期間：日本への帰国日から起算して14日間

※上記該当者は、空港から自宅までの公共交通機関を使用しないことが要請されています。ご自身で移動手段を確保する必要がありますのでご注意ください。

※在留資格認定証明書について、感染症の感染が拡大している状況を鑑み、通常は「3ヶ月間」有効な在留資格認知証明書を、当面の間「6ヶ月間」有効なものとして取り扱うことになりました。詳しくは、下記HPにより確認してください。

(参考) 法務省ホームページ <http://www.moj.go.jp/content/001316712.pdf>

③日本国内外において、新型コロナウイルス感染症の感染者と接触があったと判断される者

▷自宅待機を命ずる期間：接触があったと判断される日から起算して14日間

・上記の該当者は本学保健管理センターに連絡するとともに、発熱・呼吸器症状がある場合は、速やかに最寄りの帰国者・接触者相談センターに連絡してください。

◇奈良女子大学 保健管理センター 0742-20-3782

◇奈良県庁 帰国者・接触者相談センター 0742-27-1132

・該当する教職員について、上記の自宅待機の期間中は職務専念義務免除として取り扱います。

・該当する学生の出席や試験などについては公欠の対象となります。質問等があれば学務課各担当係にメール (gakumuka@cc.nara-wu.ac.jp) 又は電話で相談してください。

電話番号は、0742-20 に続いて、次の番号です。

文学部係 3328 理学部係 3257 生活環境学部係 3498 大学院係 3911 学務係 3233

2. 上記①②に該当する地域から渡日する令和2年4月入学生の措置は個別に対応しますので、国際課留学生係にメール (ryugakusei@cc.nara-wu.ac.jp) で相談してください。

3. 「感染症危険レベル1」と指定された国・地域からの帰国者は、症状の有無に関わらず保健管理センターに速やかに連絡してください。なお、出席・出勤は症状がなければ可としますが、2週間の健康観察が必要ですので、保健管理センターに相談してください。

4. その他の国・地域からの帰国者については2週間の健康観察を推奨しています。

5. 不安や心配がある場合は、保健管理センターに相談してください。

Ⅲ. 海外渡航（私事渡航を含む）について

学生及び教職員の海外渡航（私事渡航を含む）の取扱いは以下のとおりですので、必要な届出を行ってください。なお、感染症危険レベルは状況により変更されますので、定期的に以下のHPにより確認してください。

（参考）外務省 海外安全ホームページ <https://www.anzen.mofa.go.jp/>

①「感染症危険レベル2」以上に指定された国・地域への渡航

学生、教職員ともに渡航しないでください。

②「感染症危険レベル1」に指定された国・地域への渡航

学生は原則渡航しないでください。教職員は不要不急の渡航は自粛してください。やむを得ず渡航が必要な場合は、以下の点について留意してください。

- ・公私に関わらず渡航先での連絡先を職場・家族・友人に必ず知らせていてください。
- ・健康保険や、感染症治療に対応する旅行保険等に必ず加入してください。
- ・外務省の渡航登録サービス（たびレジ）へ必ず登録し、渡航中は、現地の感染症に関する情報の収集を心がけてください。
- ・帰国後は体調の変化に十分注意してください。

③その他の国・地域

学生、教職員ともに不要不急の渡航は自粛してください。やむを得ず渡航が必要な場合は、上記②の留意事項に従ってください。

Ⅳ. 海外からの研究者等の受入について

海外からの研究者等の受入については、以下のとおりとします。

- ①「感染症危険レベル2」以上の国・地域からの研究者等の受入については中止又は延期してください。
- ②「感染症危険レベル1」及び感染症危険情報が出されていない国・地域からの研究者等の受入についてもやむを得ない場合を除き、中止又は延期を検討してください。

Ⅴ. 国内旅行及び出張について

不要不急の帰省や旅行など現在の居住地域を越えての移動は行わないでください。
出張は原則禁止とします。

Ⅵ. 学生の入構について

学生は、当面5月6日までは、自主的な研究活動のための入構も含め、入構禁止とします。ただし、以下に該当する場合は入構禁止措置の対象外とします。

- ・研究遂行上の重大な支障を生じさせる場合、指導教員の許可を得た上で入構を認めます。ただし、入構の際は指導教員からの了承を得た旨のメールなどを提示できるようにしてください。（指導教員は入構者について記録し、保管してください。）
- ・寮の工事に伴い、Web面接場所を確保するために入構が必要となる場合、指導教員の許可を得た上で入構を認めます。ただし、入構の際は指導教員からの了承を得た旨のメールなどを提示できるようにしてください。（指導教員は入構者について記録し、保管してください。）
- ・遠隔授業を受講する場合に、自宅等でのインターネット環境が確保できず、学内施設を使用しなければならない場合

VII. 課外活動について

当面5月6日までは、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、課外活動団体・サークルでの活動(練習, 対外試合, 合宿, 遠征等)や集会(食事会, 飲み会等)を禁止します。

VIII. イベント等開催に関する取扱いについて

当面5月31日までは、以下のとおりとします。(社会情勢により期間を延長する可能性があります。)

- ・大学主催のイベントや集会については開催中止または延期とします。
- ・歓迎会等の飲食を伴う集会については、開催中止または延期してください。
- ・他機関との共催によるイベント等については開催中止または延期してください。

IX. 教職員の就業等について

1. 職務専念義務の免除について

37.5℃以上の発熱がある場合、保健所等において新型コロナウイルスの感染者及び濃厚接触者と診断された場合、または、感染症危険レベルが2以上の国・地域からの帰国・渡国者に該当し、就業が制限され業務に従事できない教職員については、職務専念義務免除として取り扱います。

2. 休業手当の支給について

附属学校の休校やカウンセリングの中止などに伴い、休業しなくてはならなくなった教職員(非常勤講師や非常勤職員等)については、労働基準法に基づき賃金の100分の60の休業手当を支給します。

3. テレワークの推奨について

新型コロナ感染症をめぐる社会全体の活動自粛の効果を発現させるための緊急措置として、テレワーク(勤務の全部または一部を所定の勤務場所以外において行うこと)を導入し、推奨します。

4. 時差通勤の推奨について

やむを得ず出勤しなければならない場合で、公共交通機関を利用する教職員については、新型コロナウイルスの感染予防を目的とする混雑回避のため、時差通勤を推奨します。

5. 教職員の入構制限について

当面5月6日までは、以下のとおりとします。

- ・教員は、原則として入構禁止とします。ただし、教育研究上の機能を最低限維持するための必要がある場合、遠隔授業の準備等で研究室等を使用しなければならない場合は、所属長の許可を得た上で入構を認めます。
- ・職員は、大学機能の維持管理に必要な要員のみのお勤とします。

X. その他

1. 当面5月6日までは、大学構内(生協食堂含む)への学外者の入構を禁止します。関係(業)者は緊急性の高い用務のみ入構を許可します。(※社会情勢により期間を延長する可能性があります。)
2. 10名以上集まる会合をする場合は、マスクの着用、こまめな換気等衛生管理の徹底を心掛けてください。
3. 会議等の開催については、必要性及び構成員(委員や陪席者)の見直しを行い、不要不急なものは中止または延期するとともに、遠隔会議システムを利用してください。

4. やむを得ず就職活動やキャリア関係のイベント参加や、アルバイトに従事する際は、マスクを着用するなど衛生管理の徹底を心掛けてください。